

平成 27 年度 第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 27 年 11 月 6 日(金) 9 時 25 分～11 時 45 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：（委員） 日本大学法学部 藤村和夫教授 （委員長）
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 （委員長代理）
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学大学院 藤原浩已教授

（NAA） 鶴岡施設保全部長、月岡調達部長、関法務コンプライアンス部長、松井調達部次長、
田代整備部担当部長、調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶（関法務コンプライアンス部長）
2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	公募型競争契約の平均落札率がこれまでに比べ下がってきている傾向について、どのように解釈しているか。	公募型競争契約の平均落札率が若干下がる傾向にあるのは、上半期であることから公共事業の発注が少ないこと、東日本大震災の復興需要や建設資材や人件費の上昇に緩和が見られることに影響されていると考える。また、成田空港での施工実績を得たいという受注意欲の高い業者が多く、競争原理が働き、落札率が低くなったと分析している。
2	公募型競争契約において、契約制限価格を事前公表する案件は落札率が低い傾向があるが、価格交渉の結果このようになったのか。契約制限価格を事前公表しても価格が高止まりする要因にはなっていないと考えているか。	事前に契約制限価格を公表すると、交渉の出発点となる価格が低くなる傾向があると考えられる。また、公表後に業者からの詳細な見積りをもって価格交渉を行うため、それにより価格が低減すると思われる。

3	随意契約の根拠規定のうち、第 40 条（随意契約によるものとする場合）と第 40 条の 2（随意契約によることができる場合）を併せて適用しているものがあるが、この二つは本来相容れない条文である。根拠規定を両方挙げることは議論が必要である。	随意契約理由を強めたく、複数の条文を適用していたのが実情であるが、今後検討する。
4	随意契約は契約金額が高くなりがちであり、落札率も高くなることを危惧している。随意契約にならないような工夫をしているか。	随意契約においても価格交渉を実施しているほか、契約相手が特定の会社に限定されないよう、工事等を一般的な仕様にするなど取り組んでいる。

3. 総合評価方式について

調達部、整備部及び施設保全部より、以下 3 件の工事概要及び契約方式について説明

- ヘリコプター格納庫新築工事
- LCCT 北側エプロン整備工事(給油設備)
- 通信設備更新工事(共同溝)(H27)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	技術点の重みの差について、合理性をもった基準はあるか。総合評価方式を維持していくためには、点数の重みの付け方を過去の案件をもとに考慮しなおしていくべきであると考えている。	簡易型総合評価方式の評価ガイドラインに基づき点数を定めている。基本的には技術点は 10～20 点で、工事の特性により必要な場合には最大 30 点までと認めている。同種の工事があれば、次回に反映させている。
2	評価項目にある企業の施工実績で求められている、成田国際空港安全衛生協議会表彰の実績とはどのようなものか。	同協議会は受注したほぼすべての企業に加盟していただいているものであるが、その中で、空港運用に影響なく業務を遂行したことや労働災害を起こしていないといった条件を満たした企業に対して、4 半期に一度表彰を行っている制度である。
3	施工が出来る業者が少ない工事の場合、他社が入札しているかどうか、契約制限価格がどの程度か、入札者に見当がつく可能性があり、入札額が高くなるのではないかと。なるべく多くの社が入札出来るよう、工夫されたい。	LCCT 北側エプロン整備工事(給油設備)は特殊な工事であり、入札者も経験豊富であるため、契約制限価格を事前公表せずとも、契約制限価格に近い見積りを提出してきたと考えている。

4	<p>成田国際空港安全衛生協議会での表彰については、工事の難易度によって、有利不利があるのではないかと。信頼できる会社か、誠意ある会社かどうかという評価をどこで行っているか。</p> <p>同協議会での表彰が、落札の決定的要素になっているように感じる。</p>	<p>同協議会に加盟している企業すべてに表彰を受けるチャンスがあるという前提になっているが、工期が長いと表彰の条件を満たしにくくなっているというのも事実である。空港という特殊な環境上、空港を運用しながら行う工事が多いため、安全に工事を遂行することが、その社に対する評価に繋がると考えている。</p>
5	<p>応募要領の中で「工期内に完成させること」を必須要件としている工事と、そうでない工事があるが、これは工期内完成を必須要件に明示することで受注者に心理的プレッシャーを与えようとするものなのか。受注者に心理的プレッシャーをかけすぎると、受注者が質を下げる等の弊害が考えられるので、必須要件の記載に当たってはバランスの取れた方法について、検討されたい。</p>	<p>必須要件に工期内完成を明示したのは心理的プレッシャーを狙ったものであるが、必須要件の記載方法については、今後検討する。</p>

4. 低見積調査について

調達部及び施設保全部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 光回線増設等工事(H27)
- 通信設備更新工事(共同溝)(H27)
- 第1PTB 昇降機監視設備(共有)更新工事(H27)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>低見積調査の結果、労務費が安くなっているといった場合、実態を把握するための措置があるのか。</p>	<p>社内的には発注原課に対して監督強化を要請している。発注原課では、週に一度、受注者と定例会議を開いたり、適切に施工されるよう現場管理をしている。</p>
2	<p>1社のみならず、複数社で2回目の見積が低見積となっている。これは最初の契約制限価格が高かったのではないだろうか。類似の工事が必要となった場合、同じような事態が起こるのではないかと。現行の基準が変わらなると、また低見積となって調査をせねばならず、手間がかかることになるかと危惧する。</p>	<p>契約制限価格は積算基準に基づき設定しているが、光回線増設等工事(H27)に関しては、応札者が多かったため、競争原理が働いて複数社で低見積になったと考える。何か決まった傾向が見受けられれば、契約制限価格の設定について検討していきたい。</p>

5. 無効及び不調案件について

調達部及び整備部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

■ 貨物地区地域配管改修工事(第2貨物代理店)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	本件は難しい工事には思えないが、なぜ応札者が少なかったのか。その要因を踏まえ、契約制限価格に反映させることはしないのか。	貨物地区での工事であったが、貨物地区が狭隘であり施工が難しいことを知っていたため、応札者が少なかったと考える。第1回目の公募における契約制限価格は土木積算基準に則って設定したが、不調になった要因を分析し、実情に見合った見積による価格設定を行ったところである。

6. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	不備等は見受けられないが、委員から意見があった3点について今後検討されたい。 ① 随意契約とする場合の、根拠となる規定の解釈及び適用について ② 簡易型総合評価方式の応募要領に定める、工期に関する必須要件の記載方法について ③ 低見積となった案件の工事完成後の検証について

7. 閉会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)